

新濃尾(二期)地区
新木津用水路小牧岩崎工区他
用地境界杭設置等業務

特別仕様書

東海農政局新濃尾農地防災事業所

第1章 総 則

(適用範囲)

第1条 本特別仕様書は、新濃尾（二期）地区 新木津用水路小牧岩崎工区他用地境界杭設置等業務（以下「本業務」という。）に適用する。

2 本業務は、用地調査等業務共通仕様書（以下「共通仕様書」という。）によるほか、本特別仕様書により実施する。

(業務概要)

第2条 本業務の概要は、次のとおりである。

(1) 実施場所

愛知県犬山市、小牧市及び春日井市
(詳細は別添位置図のとおり。)

(2) 調査区域

- ① 地域区分は、都市近郊とする。
- ② 調査区域面積は、1.199ha とする。

(班編制)

第3条 本業務は、1班以上の編成により行うものとする。

(障害物の伐採)

第4条 本業務実施のために伐採した障害物に係る補償は、原則として発注者において処理する。
ただし、監督職員の指示を受けずに伐採したもの又は不注意により伐採したものの補償は、受注者の責任において処理する。

第2章 測量条件及び貸与資料等

(測量の基準及び精度等)

第5条 本業務の実施に必要な条件は、次のとおりである。

- (1) 測量の基準は、平面直角座標系による。
- (2) 測量及び面積測定の精度区分は、甲三による。
- (3) 縮尺は、500分の1とする。

(貸与資料等)

第6条 本業務実施のために次の資料を貸与する。

資 料	数 量	備 考
平成26年度 新濃尾（二期）地区 新木津用水路用地測量その1業務成果物	一 式	
平成26年度 新濃尾（二期）地区 新木津用水路用地測量その2業務成果物	一 式	
その他必要な資料		

2 受注者が、土地の登記簿記録等若しくは戸籍簿等を閲覧し、又はその謄本等の交付を受けるために必要な閲覧申請書若しくは交付申請書は、発注者が交付する。

第3章 作業項目及び内容

(作業項目及び数量)

第7条 本業務の作業項目及び数量は、次のとおりである。

作 業 項 目	数 量	備 考
作業計画	1 業務	
現地踏査	1 業務	
補助基準点の設置	1. 199ha	
復元測量	1. 199ha	
用地境界杭設置	19 本	(ア)境界杭設置調書 (イ)用地境界標識設置図
用地境界鋸設置	66 枚	(ウ)用地境界杭設置平面図
境界点間測量	1. 199ha	

(指示事項)

第8条 作業項目ごとの指示事項は、次のとおりである。

(1) 補助基準点の設置

杭の材料及び規格は、木杭 6.0 cm×6.0 cm×60 cm又はプラスチック杭 7.0 cm×7.0 cm×60 cmとし、原則として白色のペイントで着色する。

(2) 復元測量

杭の材料は木杭又はプラスチック杭とし、規格は 4.5 cm×4.5 cm×45 cmとする。

(3) 用地境界杭等の設置

共通仕様書第73条「別記3」境界標識の様式及び設置要領に基づき用地境界杭（鋸）を設置するものとする。

① 用地境界鋸については、別途支給する。

② 用地境界杭（鋸）を設置したときは、以下の関係書類を作成するものとする。

(ア)公共座標値等を記載した「境界杭設置調書」を作成する。

(イ)境界標識番号、座標値、略図及び写真等を記載した「用地境界標識設置図」を作成する。

(ウ)貸与資料の用地平面図データファイルを基に、境界杭設置個所、杭番号及び境界杭等の公共座標値を記入した「用地境界杭設置平面図」(1/500)を作成する。

(4) その他

① 本業務は測量法に規定する公共測量に該当し、共通仕様書第14条第3項に基づき関係官公庁等への届出に必要な資料を作成し監督職員に提出するものとする。

② その他、詳細については、別途監督職員の指示による。

第4章 成 果 物

(成果物等)

第9条 提出する成果物及び提出部数等は、次のとおりである。

成 果 物	数 量	装 丁 等	
境界杭設置調書	電子データ	正副2部	CD-R等
	書 面	1部	綴じ込み
	原 本	1部	綴じ込み

用地境界標識設置図	電子データ	正副 2 部	C D - R 等
	書 面	1 部	綴じ込み
	原 本	1 部	綴じ込み
用地境界杭設置平面図	電子データ	正副 2 部	C D - R 等
	書 面	1 部	綴じ込み
	原 本	1 部	綴じ込み

2 成果物の提出先は、東海農政局新濃尾農地防災事業所とする。

第 5 章 そ の 他

(管理技術者及び打合せ)

第 10 条 管理技術者の要件は、共通仕様書第 8 条第 3 項によるものとする。

ただし、別紙 1 に記載されている割合を予定価格に乗じて求めた価格を下回る価格で契約した場合においては、管理技術者は、屋外で行う調査の実施に際して現場に常駐するとともに、作業日毎に業務の内容を監督職員に報告しなければならない。

なお、管理技術者が現場での常駐場所を定めた場合、あるいは変更した場合は監督職員に報告することとする。

2 本業務の実施に当たっては、次の段階で打合せを行うものとする。また、初回及び最終回の打合せには管理技術者が出席するものとする。なお、打合せの場所は東海農政局新濃尾農地防災事業所とする。

- (1) 着手前
- (2) 中間 1 回
- (3) 最終

ただし、別紙 1 に記載されている割合を予定価格に乗じて求めた価格を下回る価格で契約した場合においては、上記に定める打合せを含め、受注者の責により管理技術者の立ち会いの上で打合せ等を行うこととし、設計変更の対象とはしない。その際、管理技術者は、共通仕様書第 42 条に定める業務計画書に基づく業務工程等の管理状況を報告しなければならない。

(低入札価格契約における第三者照査)

第 11 条 別紙 1 に記載されている割合を予定価格に乗じて求めた価格を下回る価格で契約した場合においては、受注者は「業務請負契約書第 11 条照査技術者」及び「共通仕様書第 9 条照査技術者及び照査の実施」については、受注者が自ら行う照査とは別に、受注者の責任において共通仕様書等を基本とする第三者の照査（以下「第三者照査」という。）を実施しなければならない。

2 第三者照査を行う企業に要求される資格

- (1) 予算決算及び会計令（昭和 22 年勅令第 165 号）第 98 条において準用する予算決算及び会計令（昭和 22 年勅令第 165 号）第 70 条及び第 71 条の規定に該当していないこと。
- (2) 東海農政局において、令和 5・6 年度（当該業種区分）の一般競争（指名競争）参加資格の確認を受けていること。
- (3) 東海農政局長から、測量・建設コンサルタント業務等に関し指名停止を受けている期間中でないこと。
- (4) 共通仕様書第 30 条守秘義務を遵守できるものであること。
- (5) 中立的、公平な立場で照査が可能なる者であること。なお、第三者照査を実施するものは受注者との関係において、以下の基準のいずれかに該当する関係がないこと。

① 資本関係

- (ア) 親会社と子会社の関係にある
- (イ) 親会社を同じくする子会社同士の関係にある

② 人的関係

- (ア) 一方の会社の役員が、他方の会社の役員を現に兼ねている

3 第三者照査を行う照査技術者に要求される資格

第三者照査を行う照査技術者は、受注者が配置する照査技術者と同等の能力と経験を有する以下の者であること。

- ① 照査技術者と同等の同種又は類似業務実績を有する者
- ② 照査技術者と同等の技術者資格を有する者

4 照査技術者の通知

受注者は、自ら行う照査の他に、第三者照査を行う照査技術者を定め発注者に通知するものとする。

5 照査計画

受注者は、第三者の照査方法については、自ら行う照査とあわせて業務計画書に照査計画として、具体的な照査時期、照査事項等を定めなければならない。

また、照査結果及び照査状況については、その都度監督職員に報告しなければならない。

6 報告書原稿作成段階時打合せへの立会い

特別仕様書第 10 条第 2 項に示す打合せのうち、成果物とりまとめの段階での打合せ時には、第三者照査を行う照査技術者も立ち会うものとする。

7 第三者照査の照査技術者の AGRIS 登録

共通仕様書第 12 条の農業農村整備事業測量調査設計業務実績情報サービス（AGRIS）の登録に当たっては、第三者照査を行った照査技術者の実績登録は認めない。

8 契約不適合責任

引き渡された成果物が契約の内容に適合しないものであるときは、業務請負契約書第 41 条のとおり、受注者に対し、成果物の補修又は代替物の引渡しによる履行の追完を請求することができるものであり、第三者照査を実施したものが責任を負うものではない。

（保険加入）

第 12 条 受注者は、共通仕様書第 37 条に示されている保険に加入している旨を作業計画書に明示しなければならない。また、監督職員からの請求があった場合は、保険加入を証明する書類を提示しなければならない。

（契約変更）

第 13 条 業務請負契約書第 17 条から第 20 条に規定する発注者と受注者による協議事項は、次のとおりとする。

- (1) 本特別仕様書第 7 条に示す「作業項目及び数量」に変更が生じた場合
- (2) 本特別仕様書第 8 条に示す「指示事項」に変更が生じた場合
- (3) 本特別仕様書第 9 条に示す「成果物等」に変更が生じた場合
- (4) 本特別仕様書第 10 条第 2 項に示す「打合せ」に変更が生じた場合
- (5) 履行期間の変更が生じた場合
- (6) その他

（疑義）

第 14 条 本特別仕様書に定めなき事項及び本業務の実施に当たり、疑義が生じたときは必要に応じて監督職員と協議するものとする。

別紙 1

【割合】

下記の業務区分の欄に掲げる業務の種類ごとに、予定価格算出の基礎となった下表A～Cまでに掲げる額の合計額に100分の110を乗じて得た額を予定価格で除して得た割合とする。ただし、その割合が10分の8.2を超える場合にあつては10分の8.2とし、10分の6に満たない場合にあつては10分の6とするものとする。

業務区分	A	B	C
測量	直接測量費の額	測量調査費の額	諸経費の額に10分の5を乗じて得た額